

# みかん集団産地の強化と自立経営の育成

～その現状と問題点～

その1

静岡県柑橘試験場研究主幹

## 【静岡県の場合】

岩 田 文 男

### はじめに

いま、みかん栽培者が真剣に考えそして悩んでいることは、今までと異ってみかん作りがむずかしくなった、また、農村に何んとなく暗いムードが漂って、ともすれば明日への希望を失い勝ちになることが多いなどである。

つまり、このところみかんの市況は、一般物価の上昇に比較し低迷状態にあり、規模拡大としての園地の拡大も殆んど望めず、近隣農家は日増しに兼業化への道を辿り、労働力の不足に加えて、村の集会も昔のようにみかん一様ではなく、お互いの連帯感もうすれ、村の心が次第にうすれる淋しさがある。

また、全国的なみかんの急増と、貿易自由化による外国産果実の輸入増大等々、みかん農家、みかん産地をとりまく環境条件は、かつて経験したことがないほど厳しいものがある。

このような厳しい、むづかしい条件に打ち勝ち、豊かなみかん産地を形成するためには、まず確かな産地目標と綿密な計画、着実な実践が必要

なことはいうまでもないが、何よりも実践は人であり、協力であることからして、心の通い合った同志の連帯感こそが、産地発展の根幹と申すべきであらう。

### 2 都市化の著しい静岡県農業

農家が減り専業農家が減る、そして農地も減ることだけが都市化ではなくて、何よりもみかんを作る人、その心が都市に目を奪われ、自己の本質を忘れることが、みかん産業発展の見地からすれば、もっと恐いことといわなければならない。

まず「図1」をご覧ください。

昔から10年一と昔と申しますが、過去20年間に農家数は18万6千余戸から、現在は15万3千余戸と3万3千余戸も減り、60年前の明治末期を下廻るほどになっている。殊に最近10年間は年平均2千6百戸近い減少で、そのカーブは急降下している。

また、農村の中核者である専業農家は、20年前9万余戸のものが、現在は2万4千余戸と6万5千余戸も減少し、総農家数に占める構成比も「図2」とおり、20年前48%であったものが、現在は僅かに16

%に陥ち込んでいる。専業農家にとって変わったものが2種兼業農家である。

次に経営耕地面積についてみると「図3」とおりで10年前11万

図1 農家数の推移(実数)

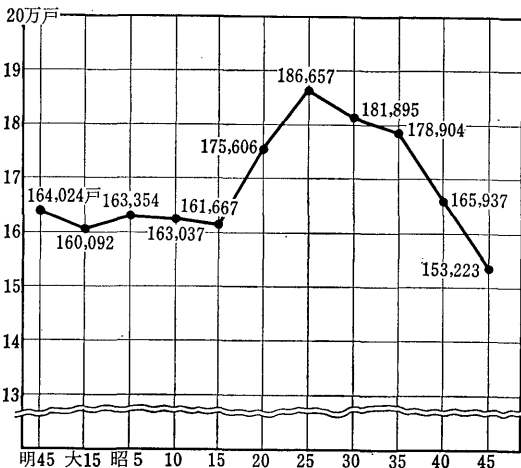


図2 専業別農家数構成比の推移

昭和	専業農家数	1種兼業農家数	2種兼業農家数
25年	48.0%	28.3%	23.7%
30年	30.2%	35.8%	34.0%
35年	28.7%	33.7%	37.6%
40年	19.1%	34.1%	46.8%
45年	16.0%	29.8%	54.2%

4千haあったものが、現在は9万7千余haと減少し、みかん、茶等の樹園地が積極的に原野を開畑増反したにもかかわらず、総体として1万7千余haも減少している。最近年では、年間3千ha近い農耕地が壊廃・転用されている。

図3 経営耕地面積の推移

	田	樹園地	畑	計
35年	53,499ha (47.0%)	25,090ha (22.0%)	35,328ha (31.0%)	計 113,917ha
40年	48,819 (46.7)	27,746 (26.6)	27,866 (26.7)	計 104,431
45年	43,895 (45.1)	30,871 (31.8)	22,456 (23.1)	計 97,223

ha 5万 10万 11.4万

では、「図4」について説明しよう。

静岡県内で栽培されているみかん園を市、町、村の行政区区域別に分類してみた。

図4 市・町・村のみかん栽培面積

昭和	市	町	村
35年	5,700ha (48.3%)	4,400ha (37.3%)	1,700ha (14.4%)
40年	9,600ha (64.9%)	5,000ha (33.8%)	200ha (1.3%)
44年	11,180ha (65.8%)	5,600ha (32.9%)	220ha (1.3%)

それによると、10余年前「村」が占めていた栽培面積は1,700ha 構成比14.4%、町4,400ha 37.3%、市5,700ha 48.3%であったものが、44年には村は220ha 1.3%、町5,600ha 32.9%、市1万1千余ha 65.8%と、市町村の合併化が進み、特に市の行政区区域が大きく広がっている。

村や町の時代は、農業部門の政治や経済に占める比重も高く、それだけ村人のみかん農業に対するまとまりもよく、また各種の振興策も円滑に行なわれていた。もちろん、村や町が市になることは、地域社会開発のためには、それなりに大きなプラスは否定できない。しかし、みかん農業にとってすべてプラスとは限らない。

何故なら、昔からみかん農業の安定発展は、一つにはみかん農家個々の安定化と相まって、集団としてのまとまりがなければ、その経済的発展は期し難い。

殊に果実の共同販売にしても、農道をはじめとする生産基盤の整備などの生産改善は、集団産地としての共同の力によらねばならないことばかりである。

### 3 みかん産地の強化

#### 濃密生産団地の形成

今後のみかん産地の基本的な態度として、「優良にしてかつ安価な果実を生産し、出荷の大量単位化と、徹底した計画出荷が不可欠のもの」となり、このことに対処するため、みかん栽培地をまず効率的な出荷量の単位をもとに、集団としてとらえ、その集団の中における生産から販売に至るあらゆる合理化・近代化を図って行く必要がある。

このような基本的な考え方から、静岡県では、それぞれの産地の性格、特質を考慮しつつ、面積1,000ha、生産量2万トンから3万トン程度の規模を1団地とし、県内を18の団地に区分、団地相互の有機的な連繋を図りつつ、これが合理化・近代化を推進することとしている。

既にそれぞれの団地の大部分は、濃密生産団地形成計画を樹立、多くは知事認定を受け、国のパイロットをはじめ、県営特別政策融資事業等が着々と進行しているが、次の事項の具体化を狙いと

#### 目次

- ☆みかん集団産地の強化と自立経営の育成… (2)
  - ～その現状と問題点～
  - その1 静岡県の場合
    - 静岡県柑橋試験場研究主幹 岩田 文男 (2)
  - その2 愛媛県の場合
    - 愛媛県果樹試験場 山本 太一 (6)
- ☆かんがい施設の多目的利用とその効果… (10)
  - 大分県津久見柑橋試験場長 兼 国東柑橋指導所長 中村 昭二
- ☆稚苗育苗用肥料としてのCDUの使い方… (14)
  - 山形県農業試験場 青柳 栄助
- ☆茶の栽培と燐硝安加里… (16)
  - 埼玉県茶業研究所次長 吉田 宏之
- ☆これからの林業と林地肥培… (18)
  - 静岡の狩野さんの生活と意見
  - ・45年の農業総産出額は30年以降の最低記録… (5)
  - ・45年産りんごは6万トン減収… (9)
  - ・45年産のみかんは大幅に増収… (13)
- あ と が き… (20)

1. 農耕地の高度利用と、その区分の明確化、および基盤整備。
2. 販売供給長期計画の樹立と、消費区分別地域分担。
3. 近代的流通体系の確立。
4. 農業金融の強化と計画化。
5. 果樹園経営の近代化。
4. 自立農家の育成

昭和51～52年を目途としたみかん専業農家の経営規模は、2.0～2.4haとなっている。

ところが、現状の静岡県におけるみかん農家数は3万9千6百戸、このうち2ha以上を保有する農家は僅かに2千戸程度に過ぎない。

一方、兼業化する農家のみかん園が専業農家に流動したり、周囲の山林原野の開畑余地が十分あれば規模拡大は比較的問題ないが、この両者とも閉ざされた状態のなかでの、自立専業農家の育成は極めてむずかしい。

とすれば、今後のみかん生産の基本的あり方としては、専業的規模の大きい農家を中核として、兼業農家を含めた生産集団(単位)によることが最も望ましいと考えられる。

つまり国や各県が公表している「近代的な果樹園経営の基準的指標」が、今後のみかん生産のあり方、農家経営の努力目標であることから、静岡県の指標のあらましをのべておこう。

「表1」は指標の要約で、1生産単位は12ha、生産量は10a当たり3.5トン、年間労働投下時間116～161.5時間を目標とする。

こうすることによって、1日1人当たり労働報酬は8千円から5千円になり、他産業に従事する人々の労働報酬に匹敵するという考え方である。

つまり、最も能率の上るみかんの生産手段・構造を設定し、この最も能率の上る生産(集団)を単位に、それぞれの土地所有者が必要な労働力を出し合って、能率的なみかん生産を営む。その中には家族揃って参加する農家もあれば、1人の場合もあり、完全に集団に委託する場合も生ずる。

表1 近代的な果樹園経営の指標

対象果樹名		傾斜度	面積規模(成園)	成園10アール当たり生産量	成園10アール当たり労働時間
柑	ミカン	15度以下	12ha	3,500kg	116.1h
橘	ミカン	15度以上	12	3,500	161.5
類	夏ミカン	15度以上	12	4,500	129.0

そのためには、今まで個々の農家経営を中心に考えて来た土地基盤や、近代化施設を、可能な限り12ha程度を基準とした集団単位に改善しなければならない。

と同時に栽培管理作業体系も、労働力の完全燃焼を図るための適正配分を基準に、機械力の応用と作業の組合せを行なう必要がある。(表2)

そうすることによって得られるであろう生産費および生産性を試算したものが「表3」である。個々の経営と比較してみると、その意途する内容がはっきりすると思う。

5. むすび

さて、多くの問題点をかかえる課題の説明を、限られた誌面で語ろうとすることは甚だむずかしい。

ある人は云う。「静岡のみかん産地は急傾斜地

表2 ミカンの栽培管理作業体系(傾斜度15度以上)

作業名	作業時間	作業手段	10a当たり労働時間		
			機械使用時間	組作業人員	延べ労働時間
			h	人	h
せん定	2月下旬～3月上旬	人力	—	1	10.0
防風林	2月上旬	動力ノコ	1.1	1	1.1
手入	3月中旬	人力、機械	1.1	1	5.8
肥	6月中旬	〃	0.2	1	1.7
〃	8月中旬	〃	0.1	1	0.6
〃	11月中旬	〃	0.1	1	1.1
中耕	3月下旬	小型耕耘機カルチ	4.0	1	4.0
防除	1月上旬	定配スワース	1.0	2	2.0
〃	5月下旬	〃	1.0	2	2.0
〃	6月中旬	〃	1.0	2	2.0
〃	6月下旬	〃	1.0	2	2.0
〃	8月下旬	〃	1.0	2	2.0
除草	5月中旬	定配スワース	1.0	2	2.0
〃	7月上旬	〃	1.0	2	2.0
草刈	6月上旬	動力カッター	4.0	1	4.0
〃	7月中下旬	〃	4.0	1	4.0
〃	8月下旬～9月上旬	〃	4.0	1	4.0
摘果	6月下旬	定配スワース	1.0	2	2.0
〃	7月下旬～8月上旬	人力	—	1	10.0
收穫	11月中旬～12月中旬	人力、一輪車、コースター、トラック	—	1	54.0
貯蔵	12月上中旬	人力	—	1	30.0
有機物補給	1月中旬	人力、機械	1.2	1	3.2
その他	4, 7, 9月	人力	—	1	3.0
合 計			32.3		161.5

表3 ミカンの生産費および生産性

対 象 園 地			傾斜度15度以下	傾 斜 度 15 度 以 上			
基 盤 整 備 の 程 度			(国の指標)	A	B	C-1	C-2
集団果樹園の面積規模(成園)(ha)			12	12	12	12	12
土 地 生 産 性	1. 10a 当たり生産量 (kg)		3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
	(円/kg)		(50)	(50)	(50)	(50)	(50)
	2. 10a 当たり粗収入 (円)		175,000	175,000	175,000	175,000	175,000
	3. 10a 当たり第2次生産費 (円)		74,043	94,968	96,151	106,893	110,903
4. 10a 当たり純収益 (円)		100,957	80,032	78,849	68,107	64,097	
労 働 生 産 性	1. 10a 当たり労働時間 (時間)		116.1	161.5	161.5	161.5	161.5
	2. 10a 当たり労働日数 (日)		14.5	20.2	20.2	20.2	20.2
	3. 10a 当たり労働費 (円)		14,500	20,200	20,200	20,200	20,200
	4. 10a 当たり労働報酬 (円)		115,457	100,232	99,049	88,307	84,297
	(純収益+労働費)						
5. 1日当たり労働報酬 (円)		7,963	4,962	4,903	4,372	4,173	
資 本 生 産 性	1. 10a 当たり平均資本額 (円)		229,339	262,024	272,064	366,023	402,482
	(1)10a 当たり平均固定資本額 (円)		208,502	233,386	243,386	337,136	373,595
	(機械・建物・施設・植物)						
	(2)10a 当たり流動資本額 (円)		20,837	28,638	28,678	28,887	28,887
	ア 物財資本額 (円)		13,587	18,538	18,578	18,787	18,787
	イ 労働資本額 (円)		7,250	10,100	10,100	10,100	10,100
	2. 10a 当たり平均資本純収益 (円)		114,714	95,753	95,173	90,068	88,246
	(純収益+資本利子)						
3. 10a 当たり平均固定資本純収益 (円)		113,467	94,035	93,452	88,335	86,513	
(純収益+固定資本利子)							
4. 平均資本額に対する平均資本純収益の比率 (%)		50.0	36.5	35.0	24.6	21.9	
5. 平均固定資本額に対する平均固定資本純収益の比率 (%)		54.4	40.3	38.4	26.2	23.1	
そ の 他	1. 純収益率(純収益/粗収入) (%)		57.7	45.7	45.1	38.9	36.6
	2. 果実1kg当たり第2次生産費 (円)		21.2	27.1	27.5	30.5	31.7

(注) A=基盤整備不用の所, B=作業道の整備のみ行なう所, C=農道および作業道の整備を必要とする所, C-1, C-2=農道の単価差による分類

であり、都市近郊の緑地帯としての社会開発に必須のものであるからして、将来に亘って存続するであろうことは疑いない。しかし、産地は残っても、専業農家が果してどれだけ残るだろうか」と数は少なくてもいい、未来ある安定した専業農家が存在しない限り、みかん産地はその中核を失ない、未来に不安を抱くことになる。

ではどのようにしてこの中核的農家、農業者を

存続し、これを支える生産組織を育成するか。産地発展の課題は、これに尽きると私は考えている。さて、このような難題に立ち向い、着実にその成果を体験しつつある多くの若者達がいる。

その一つは県内120集団600haに及ぶみかん作集団農場の諸君と、いま一つは5ha・10haの機械化営農に向って進む、大規模みかん農家の青年諸君である。

45年の農業総産出額は30年以降の最低記録

昭和45年の農業総産出額は概算4兆5,535億円で、前年に比べ僅か1.0%の増加に止まり30年以降最低(ただし31年は大豊作の翌年で6.5%減)を記録した。これは米の産出額が9%弱も減ったことと、畜産の産出額が価格の低迷から比較的小幅な増加に止まったことが主因である。

農業総産出額から物的経費等を控除し、米の生産調整補助金(1126億円)等を加えた45年の生産農業所得概算は2兆6228億円で、前年比2.4%の増加であった。(生産農業所得の名目成長率は35~42年間で年率10.8%になったが、43年以降著しく鈍化した。

農業生産を産出額面から見ると、米38.3%と首位を占めているが、35年の48.5%に比し10ポイント低下しているのに対し、畜産(14.5%→21.9%)、野菜(8.5%→15.7%)、果実(6.3%→9.4%)の伸びが目立っている。

その2

〔愛媛県の場合〕

愛媛県果樹試験場

山本 太一

1. みかんの産地分解とその背景

全国一のみかん産地である愛媛県では、現在、農家戸数11万戸のうち約半分近くの5・4万戸がみかんやなつみかんを生産する果樹農家である。

また、みかんの農業粗生産だけでも200億円を優に越し、米の農業粗生産よりも大きい。したがって、農業センサスなどの統計にあらわれる県下の農家、および農業全般にみられる動向は、そのままみかんを中心にした果樹部門の動向とみて大過ない。

そこで、愛媛県全体の農家の専、兼別動向をみよう。

全国水準に比べて、専業農家の構成比がやや大きく、農家戸数の減少率もそれほど激しくないことがわかる(表一)。

愛媛県(全国)の専業別農家構成比と増減率

(単位:%)

年次	総数	専業農家	兼業農家		
			総数	第1種	第2種
構成比					
35年	100(100)	29.9(34.3)	70.1(65.7)	36.3(33.6)	22.8(32.1)
40年	100(100)	23.3(21.5)	76.7(78.5)	35.2(36.7)	41.5(41.8)
45年	100(100)	18.0(15.6)	82.0(84.4)	32.5(33.7)	49.5(50.7)
増減率					
40/35年	△9.5(△6.5)	△29.4(△41.4)	△1.0(10.5)	△12.0(2.1)	11.0(17.9)
45/40年	△7.3(△5.7)	△28.0(△31.8)	△1.0(1.4)	△14.4(△13.4)	11.0(14.5)
45/35年	△16.0(△11.8)	△49.4(△60.0)	△1.5(13.4)	△24.6(△11.5)	24.0(39.5)

資料:農業センサス

これは、愛媛県が45年現在でも農家人口37・0%という農業県で、全国の25・6%に比べていちじるしく大きいことからわかる。だが、反面、表一から、兼業化する時代の流れという点では全国水準と大同小異で、ほとんど同じであるといえる。いや、見方によっては、愛媛県は全国に比べて、最近の農家の減少が大きいことから、今後は急激に変化するとも考えられる。

ところが、このような時期に、みかんの大規模専作経営の農家があらわれてきていることも事実である。

現在、果樹農家5・4万戸の9割までは果樹園1ha未満の零細農家であるが、2~3haが544戸あり、3ha以上でも214戸もある。

これらは、まだ全体の1~2%にもならないが、いずれも農林省がいう「高い生産性をあげて都市勤労者なみの生活のできる」自立経営、ある

いは、それ以上の企業的経営をめざしていることはいうまでもない。

そうなると、全般的には、兼業化からさらに離農化する「脱農家」現象であっても、産地を構成する果樹農家は、内部的に大きく階層分解しているとみなければならない。

このような場合、たんに果樹農家の階層分解にとどまらず、兼業や出稼ぎの労働による果樹園の粗放化や廃園化、さらに品質の不均一化や低下をまねき、ひいては産地分解につながる。

ところが、この産地分解は、次の一連のメカニズムを通して、最近急速に進む情勢にある。

その第1は、海外果実の圧迫や需給のアンバランスからくる、みかん価格の不安定、第2は農業労働力の他産業への流出による深刻な労働力不足、第3は、このためにおこる

労賃上昇が省力化よりも大きく、生産コストを年々追いつけている、第4は、価格の不安定とコスト上昇で、一般にみかんによる所得向上が困難になったこと、第5は、このようなきびしい経済のメカニズムを通して、すでに経営合理化に成功した一部の専業農家は、ますます合理化による規模拡大を進める一方で、兼業で所得をカバーする兼業農家や、まったく農業をやめてしまう離農家が増大しはじめたことである。

2. 生産組織の再編成による、集団産地の強化と自立農家の育成

2. 生産組織の再編成による、集団産地の強化と自立農家の育成

そうなると、できるだけ早い機会に産地分解をくいとめるために、果樹農家の再編成が必要である。

これは、単にみかん産地に残って農業を続ける、少数の自立農家にとって必要なだけでなく、産地維持の点からとくに必要である。

まず第1に、兼業農家のみかん作が粗放化し、品質低下が起きると考えられる。

これからは、兼業農家の流通対策に立った品質の向上と均一化が、主産地として銘柄を維持でき

る重要なポイントになる。

そのためには、専業農家を基準にした技術水準の統一が必要である。

第2に、兼業農家は農業と兼業の双方に労働が安定していなければ、専業が完全離農かのいずれかに傾斜する。それゆえ、わずらわしい防除や季節的労働を安定して維持できる安定兼業の生産組織が必要である。

第3に、離農の園地がこれから売買や委託栽培に出されるものと見込まれるが、このような機会を通じて、これまでむずかしかった土地基盤の整備拡大も、進むものとおもわれる。

それには、各産地の技術水準にあわせて、計画的な構造改善を進めるリーダー的な中核農家が必要である。

そうなると、自立農家の育成といっても、これからは一農家としては存立しえない。どうしても個々の農家の枠を越えた生産集団単位に、数戸以上の農家が組織される生産組織にならざるをえないであろう。

この生産組織には、図一1に示すように、共同化方式と生産集団方式の2つが考えられる。

共同化方式には、一般には防除や灌水など、一部を共同利用や共同作業にする部分協業経営と、完全に共同化した完全協業経営があるが、いずれも経営の基本単位は農家でなく、各農家を平等原則のもとになくした共同体である。

このため、これは農家の技術や経営の条件がほぼ同一の新興産地や入植地に適するが、一般的でない。

大半の産地は、団地経営や請負経営の生産集団方式によって組織される必要がある。

団地経営とは、一般に協業組織（または広域協業経営）といわれているが、これは経営の基本単位として農家はもとのまま残り、生産団地ごとに中核農家を設定して、その指導責任のもとに団地に所属する農家を組織する。

もちろん、これも部分と完全の協業組織に分かれるが、いずれも既成園の多い専業地帯に適する

また、請負経営とは、防除、摘果などの技術信託から果樹園の一切を請負う経営で、とくに兼業地帯で発展するとも考えられる。

受託者は1戸の個人請負と、数戸の生産法人ま

たは農協などの組織請負とがあるが、いずれも儲けになる園地は請負うが、そうでないものは請負わないという利潤方式をとるので、産地発展のためには必ずしもプラスにならない。

この点、同じ生産集団方式でも、団地経営は、中核農家のリーダーシップいかんが団地経営の収益性を決定するので、産地全体の立場から農協などの出荷団体のかたがわりをして、全体的なレベルアップをはかるものと思われる。

### 3. 現状の問題点と今後の解決策

以上のような新しい生産組織の再編成による集団産地の強化は、43年の価格暴落と、この頃からおきたグレープフルーツの自由化問題とが、直接のきっかけになって、県下のみかん主産地ではどこでも真剣に考えられてきている。

たとえば、静岡の庵原に対して愛媛の立間として古くから有名なみかん産地では、従来の狭い立間という地域性をはなれて、宇和青果農協管内の1市2町にある13の総合農協と、2つの専門農協とを一つに合併統合し、そのもとに小集団の生産団地を組織する。

小集団の組織は、次の図で示す生産集団方式のかたちをとるが、広域産地に一本化されるため、みかん・甘夏・雑柑など出荷時期のずれる小集団単位に、かんきつの「周年供給体制」が確立することで、産地として強化される。

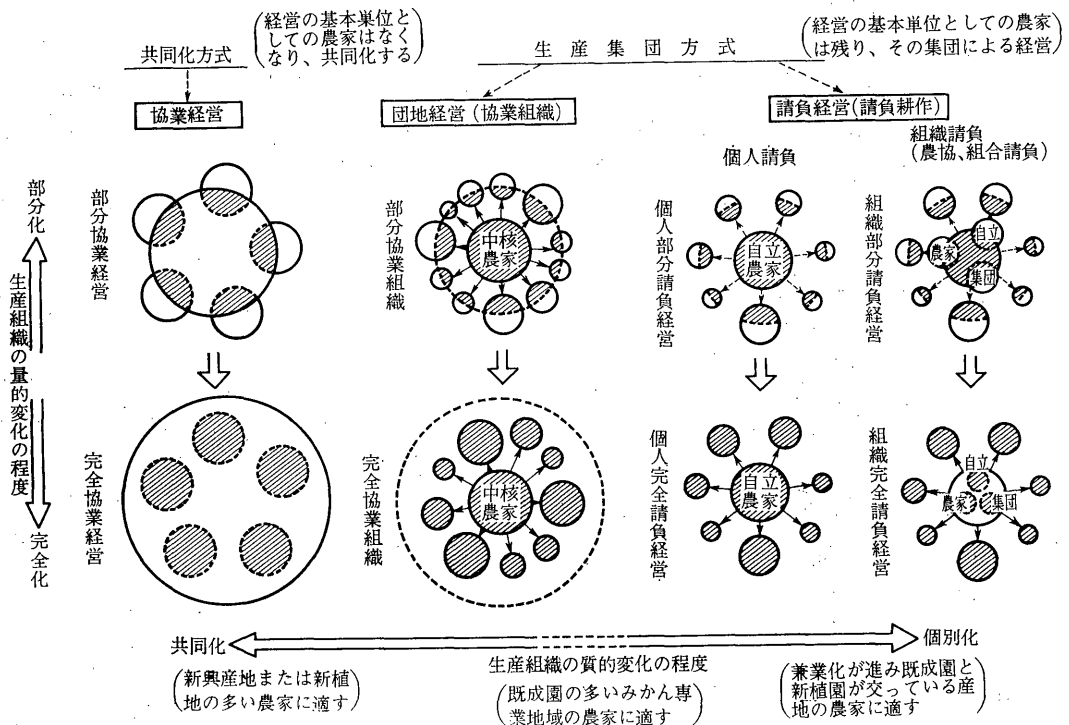
このような小集団の生産団地を基盤にした農協の大型合併が、自立経営をめざす大規模農家を中核に現在進められることから、どうしても園地を請負経営に農地信託や園地の交換合分が中心になり、それに多数の小規模農家が同意して、歩調を合わせるかどうかの問題になっている。

また、全国に「真穴」みかんで有名な八幡浜市真穴地区では、県下の主産地が分解しつつあるときだけに、銘柄産地として今後ますます市場競争力で優位に立つことをねらい、目下、「全秀作戦」なるものを展開し、産地の強化と自己経営の育成とを一挙にはかろうとしている。

「全秀作戦」とは、真穴青果農協管内の出荷みかんを全部秀品にするよう生産推進班単位に、摘果や肥培管理、剪定の技術を今年から各時期別に統一する運動である。

もちろん、この運動のもりあがりには、これまで

果樹農家の新しい生産組織



にS以下の小玉を1割以下におさえて全部中玉以上の「全M作戦」により10a当たり50万円の粗収益をあげてきたという実績がものをいっている。

このために、経営規模は1ha以下の農家がほとんどだが、昨年では300～500万円の粗収益をあげる優秀な自立経営の農家が多い。

だが、これまでのように個々の農家の競争心による技術向上にたよっているのは、どうしても技術水準も不統一になるので、最近では各種の生産推進班を単位にした技術統一と、レベルアップによる集団産地の強化がはかられている。

真穴地区は、大規模と小規模、専業と兼業の協働体制による生産組織の再編成というよりも、同じ中規模の専業農家間における、技術優劣の協働体制による生産組織の再編成という方が正しく、上図のどのタイプにも、妥当しないかもしれない。

だが、現在までのところ、愛媛県の主産地では、立間地区のように、やめたい農家の園地を請負う農地信託や、経営をあずかる経営信託よりも、真穴地区のように、農地の経営権はみずから

がもち、技術的な協力をえる傾向が強い。

したがって、上図の団地経営や請負経営にしても、実質的には、技術的な面倒を、農家間または農協の斡旋でみてもらう「技術信託にとどまっている。

この点、立間地区でさえ、実際に農地信託の関係農家は数戸で、その面積も0.6haでいどにとどまり、今後の進展に期待されているいどである。

このように、生産組織の確立による集団産地の強化と自立経営の育成が、掛け声の割に実際に進展しないのは、次の問題点があるからだと考えられる。

第1は、生産集団方式に果樹農家を再編成すれば、みかん農業で他産業の勤労者なみに生活できる自立経営を達成できるかという点で、問題が残る。とくに愛媛県では、70年代の自立経営農家の所得目標を300万円として、みかん専作では、4ha以上が必要であるという農業の基本構想が打ち出されてからは、中核農家として10年後も残れる農家は、10分の1以下の3000戸ほどが予想される。

つい数年前まで、自立経営農家の所得目標が200万円で、1万4千戸ほどの農家を育成しようとしていたことを考え合わせると、また近い将来に修正され、そのたびに生産集団の組織も変える必要があるのではなからうか—といった問題である。

この問題を解決するには、たんに経営単位の園地規模を拡大するだけでなく、どうしても、現状よりも増収や品質向上によって、土地生産力そのものを増強する技術の向上が、新しい生産組織の確立にともなって、みられなければならないであろう。

第2の問題点は、今後、自立経営を育成するために、それを中核にした新しい生産組織を確立するといひながら、愛媛県では依然、農家のもつ増収や品質向上の技術が中心の段階であり、いわば実体的にとぼしい抽象論に終る可能性が強い。

この点、静岡県が同県の約3分の1にも相当する静岡庵地区で約6千haにも及ぶ地域でスプリングクラーの多目的利用のための施設や、機械化の農道を拡充するかたちで、新しい生産組織を確立しようとしているのと大いに異なる。

このように施設や農道という、物的な実体を中心になるところでは、自立経営の農家を中核にした生産集団といひても、実際は施設や農道が中核となり、その利用効果があるかぎりでは、継続的にまとまりやすい。

この点、愛媛県のように、自立経営の農家そのものの技術が中核になると、これから組織するにしても、自立経営の農家の技術的メリットがないかぎりには、他の農家についてはこないであろう。

しかも、この技術が品質向上や増収という生産

技術である点も、施設や農道の拡充による「装置化農業」への方向が省力化をめざす経営技術であるのと、技術的にみても、生産組織の方向がそれぞれ異なった角度から確立されようとしている。

これは、愛媛県が兼業化するといひても、静岡県のように、これまでに専業、兼業、離農とかなり進んで、ふるい分けられたところと異なり、これから急速に進もうとしていることと関係している。

43年の価格暴落後、一時兼業で農外所得を増大させても、昨年のような高値の好況期を機会に、またみかん専業になるなど、流動的で固定しない農家がかかなりある。

このような農家は、かぎられた現状の果樹園から、できるだけ多くの収益をあげようと、増収や品質向上の技術に歩調を合わせることは、省力化の技術に歩調を合わせるよりも容易であろう。

だが、そのような技術効果がないときには、すぐに生産組織を離れることも容易である。

このような問題を解決するには、新しい生産組織のなかで、農協のはたす役割が大きいと考えられる。

たとえば、愛媛県でも、伊予三島市の松柏果樹では、松柏果樹生産組合などの生産集団を組織させ、4年ほど前から防除、除草、摘果、収穫などの技術信託を請負経営のかたちで進めている。

同地域は東予の新産業都市地域内にある兼業化地帯であるが、農協の指導体制のなかでみごとに運営されているといわれている。

これは、まだ一例にすぎないが、今後は新しい生産組織の確立に、農協をいかに組み入れるかがキーポイントになることは間違いない。

#### 45年産りんごは6万トン減収

昭和45年産のりんごは、結果樹面積の減少などから全国合計では44年に比べ6万4千トンも減収となった

(1)結果樹面積…北海道、長野ではやや減少し、東北では前年並み、その他の地域ではかなりないし大幅に減少したが、全国合計では5万6,100haで、前年より1,500ha(3%)減少した。(ゴールデン、デリシャス系などの高級品種がかかなり大幅に増加して、その他

はかなり減少した。)

(2)作柄…北海道では台風9号のため札幌が不良のほかは良好であった。東北は宮城、福島が低温長雨で不良のほかは、前年並みかやや良。関東、北陸は前年並みかやや不良、東山は長野が夏季干ばつから不良。その他の地域はやや不良か不良であった。

(3)収穫量…102万1千トンで、前年より6万4千トン(6%)、43年より11万5千トン(10%)減少した。